

大剣連加盟団体代表者 各位

平成 27 年 4 月 1 日
公益社団法人 大阪府剣道連盟
会 長 鏡 山 博 行

平成 27 年度スポーツ安全保険のご案内

拝啓 平素より大剣連の運営につきまして毎々格別のご高配を賜り、有り難く厚くお礼申し上げます。

平成 27 年度もスポーツ安全保険に引き続きのご加入をお願いいたします。

大剣連では、加盟団体の皆様が安心して活動を行えるよう、低廉な掛金かつ補償内容が充実しているスポーツ安全保険の加入を推奨しております。また、活動内容の実態に即して（出稽古や指導活動等）補償されるよう、大剣連を通じてスポーツ安全保険の加入をしております。

大剣連の加盟団体には、スポーツ安全保険に加入されていない団体や、大剣連を通じずに、個別にスポーツ安全保険に加入されている団体もあり、加入方法によって補償の適応範囲が異なる場合があります。加盟団体の皆様から多くの照会をいただいております。スポーツ安全保険の補償範囲について改めてご案内申し上げます。

敬 具

【 問い合わせ先 】

◆スポーツ安全保険のご加入に関するお問い合わせ

公益社団法人 大阪府剣道連盟

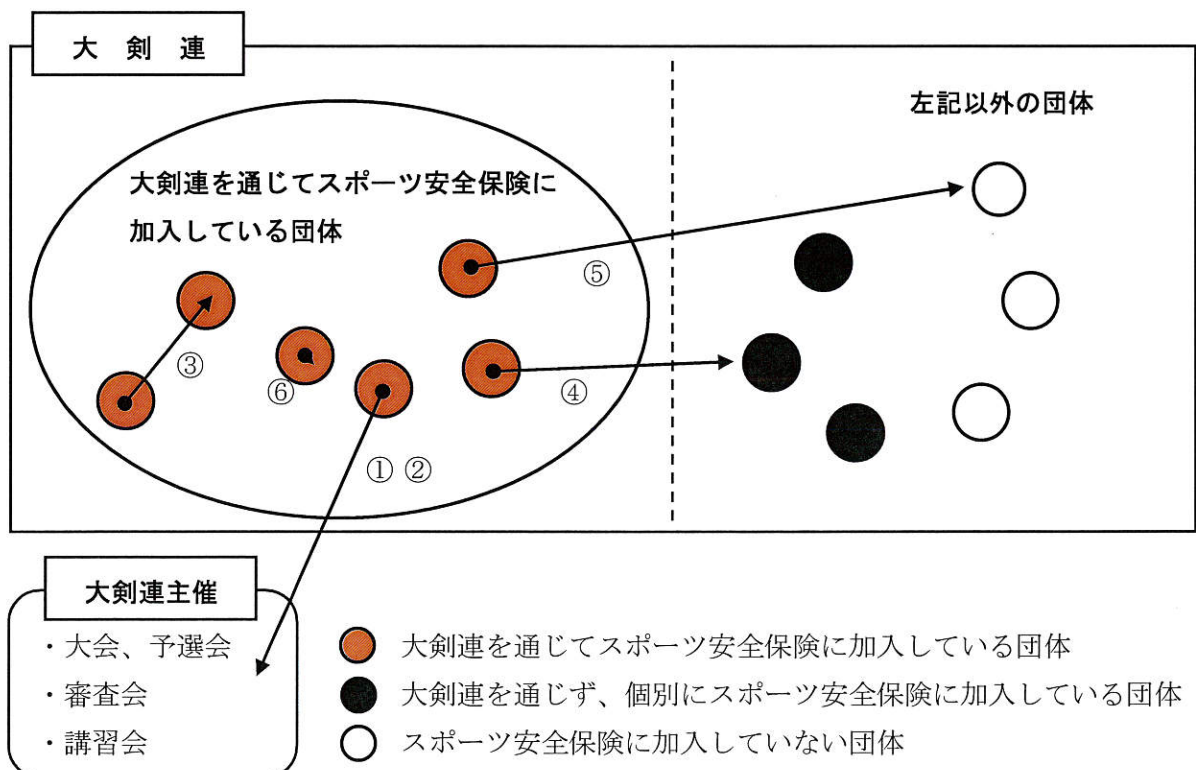
電話：06-6351-3345 （ 担当：青田 ）

◆スポーツ安全保険の内容に関するお問い合わせ

東京海上日動火災保険株式会社 関西公務金融部大阪公務課

電話：06-6910-5133 （ 担当：渡辺 ）

■大剣連を通じてスポーツ安全保険に加入した場合の補償範囲



- ① 所属団体の代として、団体の代表者の承認を得て当連盟主催の大会、予選会、講習会に参加した場合 ⇒ **補償の対象となります**
- ② 所属団体の指示に基づいて、資格取得を目的とする昇段審査会（称号審査・高段者審査会を含む）や講習会に参加した場合 ⇒ **補償の対象となります**
- ③ 大剣連を通じてスポーツ安全保険に加入している団体の活動に参加した場合 ⇒ **補償の対象となります**
- ④ 大剣連を通じず、個別にスポーツ安全保険に加入している団体の活動に参加した場合
- ・団体の活動計画に基づき、団体として複数名で参加した場合 ⇒ **補償の対象となります**
 - ・個人として単独で参加した場合 ⇒ **補償の対象となりません**
- ※ 団体の代表者の承認を得ている場合でも補償の対象となりません。
- ※ 受け入れ先団体でも別途スポーツ安全保険にご加入されれば補償の対象となります。
- ※ (財)日本体育協会公認のスポーツ指導者資格等有する者(注 1)が、指導を目的として参加する場合は補償の対象となります。
- 注1の指導者とは、下記の方です。
1. (財)日本体育協会公認の指導員、上級指導員
 2. 社会教育指導員の資格を有する者
 3. 範士、教士、錬士の称号を有する者
- ⑤ スポーツ安全保険に加入していない団体の活動に参加した場合
- ・団体の活動計画に基づき、団体として複数名で参加した場合 ⇒ **補償の対象になります**
 - ・個人として単独で参加した場合 ⇒ 補償の対象となりません
- ※ 団体の代表者の承認を得ている場合でも補償の対象となりません。
- ※ 受け入れ先団体でも別途スポーツ安全保険にご加入されれば補償の対象となります。
- ※ (財)日本体育協会公認のスポーツ指導者資格等有する者(注 1)が、指導を目的として参加する場合は補償の対象となります。
- ⑥ 所属する団体における活動に参加した場合 ⇒ **補償の対象となります**

■ ご注意：複数の団体にてスポーツ安全保険に加入している場合

複数の保険に加入しても、保険の適用は1団体からのみとします。（大剣連では、保険加入している団体の数ではカウントしません。）事故報告については、十分ご注意ください。